

いじめ重大事態 調査報告書

【公表版】

いじめ重大事態 調査報告書【公表版】について

- 【公表版】は、「調査報告書」のうち、児童生徒等の個人情報保護やプライバシーの観点から、公表に適さない部分を、マスキングまたは削除の対応をしたものです。
- 【公表版】は、公表期限を設けて、伊達市教育委員会ホームページに公表します。

令和 7 年3月

伊達市いじめ問題対策委員会

目 次

1 はじめに	-----	1
2 調査組織（本委員会）について		
（1） 本委員会の位置付け	-----	1
（2） 本委員会の組織構成	-----	1
（3） 本委員会の開催経過	-----	1
3 本事案の概要		
（1） 対象生徒	-----	2
（2） 本事案の概要	-----	2
4 調査について		
（1） 主な調査方法	-----	3
（2） 主な調査内容	-----	5
5 調査結果		
（1） 本事案の事実経過	-----	6
（2） 対象生徒 A の思い	-----	14
（3） 関係生徒への調査から	-----	15
（4） 対象生徒 A の転校の決断について	-----	17
6 本事案の事実経過から認定しうる事実		
（1） はじめに	-----	18
（2） いじめの事実認定について	-----	19
（3） いじめと転校との関係性について	-----	19
7 当該校及び伊達市教育委員会の対応		
（1） 当該校の対応について	-----	20
（2） 伊達市教育委員会の対応について	-----	24
8 本事案への対処及び再発防止の提言		
（1） 本事案への対処について	-----	25
（2） 再発防止に向けての提言	-----	25
9 参考資料	-----	28

いじめ重大事態調査報告書

令和 7 年 3 月 6 日
伊達市いじめ問題対策委員会

1 はじめに

本委員会は伊達市いじめ防止等に関する条例第 21 条に基づき伊達市教育委員会（以下、「市教委」）の諮問を受け、市立 [REDACTED] 中学校在籍であった対象生徒（A）と関係生徒（B・C）との間に生じた事案について、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に基づき、第 1 号重大事態として学校等の対応経緯を含めた調査並びに協議を行った。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校の設置者及び学校が当事者として事実に向き合い、事実関係を明らかにするとともに、同種の事態の再発防止に役立てようとするものである。

本報告書では、対象生徒の A がいじめを受けたとして訴えた関係生徒の B・C の各行為とそれぞれの行為に対する学校等の対応、並びに対象生徒 A が転校に至った経緯についての調査結果を示す。

2 調査組織（本委員会）について

(1) 本委員会の位置付け

市教委は、いじめ防止対策推進法第 14 条第 3 項及び第 28 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として伊達市いじめ問題対策委員会（本委員会）を設置している。本委員会の目的は、いじめの防止等に関する施策、取組等について検証を行うとともに重大事態の調査を行うことである。

(2) 本委員会の組織構成

伊達市いじめ問題対策委員会

委員長	加藤 竜哉	(学識経験者)
副委員長	内山 清一	(臨床心理士)
委員	佐藤 俊道	(保護司)
委員	鈴木 文	(社会福祉士)
委員	二谷 京子	(大学准教授)
委員	三浦 正博	(弁護士)

本委員会の委員は、以上のとおりである。いずれも、職能団体等からの推薦に基づき選任された委員であり、対象生徒、関係生徒、当該校、その他本件の関係者とは特別な利害関係を有していない。

(3) 本委員会の開催経過

本委員会は、令和 6 年 11 月 22 日（金）と令和 7 年 1 月 31 日（金）の合計 2 回の会議を実施した。会議の主な協議事項は以下のとおりである。

第1回	令和6年11月22日(金)	事案概要の説明 関係資料の確認 調査日程及び調査方針・方法の検討 調査事項や質問事項等の吟味・精選 調査報告書の作成の見通し 調査結果公表方針の検討 等
第2回	令和7年1月31日(金)	聴取結果の確認 追加分調査資料の確認 再発防止のための提言の検討 調査結果報告書(案)の検討・修正 等

上記2回の参集協議に際しては、資料の事前共有を行った。また、委員会の開催のほかにも、必要に応じて、各委員・事務局間での電話または電子メールにて情報交換・意見交換等を行い、調査を推進した。

3 本事案の概要

(1) 対象生徒

- ① 学校名 伊達市立[]中学校 (以下、「当該校」)
- ② 学 年 第2学年
- ③ 氏 名 A
- ④ 部活動 []部 ([])
- ⑤ 家族構成 父：[] ([] 勤務)
- 母：[] ([] 勤務)
- 妹：[] ([] 学年在籍)
- 妹：[] ([] 学年在籍)

(2) 本事案の概要

令和6年9月12日(木)に対象生徒(A)の父親が、本人とともに学校を訪れ、担任と養護助教諭に次のことを相談した。

- []部の部長を務める3年生(関係生徒C)の態度が、他の同級生部員に対する接し方とは違うこと
- 同級生との関係性で悩んでいること

相談には担任と養護助教諭が対応し、対象生徒へ向けて担任から直接助言した。当該校では、その場に同席した父親からも担任の助言に理解を得られたと捉えている。その際に父親からは、授業でのペア活動等の際に当該生徒が孤立しないような配慮を学校に求める要望があったため、当該校では、職員間で共通理解を図るとともに、関係生徒を含めて十分に観察を行っていくこととした。

翌日(9月13日)以降、対象生徒は通常通り登校し、9月27日(金)までは学校生活を送っている。

ところが、9月30日(月)より対象生徒は欠席するようになり、当該校に在籍中の10月22日(火)までの間、登校していない。

10月4日(金)には、対象生徒の両親より当該校に対して、次の点について相談があった。

- 9月29日(日)に開かれた[]の発表会に対象生徒が出演した。会場に訪れた同級生の声援やプレゼントの大きさが、他の出演生徒に比べて異なることからいじめられていると感じたとのこと。
- このようないじめを理由として、X 市立 Y 中学校への転校を希望していること。

その後、当該校は10月8日(火)に全校生へのアンケート調査、関係生徒への個別の聞き取り調査、関係生徒の保護者との面談を実施したが、いじめにかかわる内容は確認できなかった。なお、同日、校長より当該生徒の保護者へ当日の対応について説明した。さらに学校は、対象生徒と直接話をする機会を要望したが、保護者より断られている。

その後も当該校は対象生徒の保護者(両親)と面談を行い、聞き取り調査の結果等を説明したが、転校の意向は変わらず、10月19日(土)には対象生徒保護者より当該校へ書面にて次の点について要望があった。

- 「当該生徒はいじめを受けて当該校にいられなくなったこと」を生徒たちに話すこと
- 市教委学校教育課へ提出したいじめ報告文書を、当該生徒の保護者にも見せること。

10月23日(水)に対象生徒は X 市立 Y 中学校に転校した。対象生徒はいじめを原因として転校をしたことから、いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号にあたる重大事態と判断し、10月28日(月)に当該校は市教委を通じて市長へ重大事態の発生を報告した。同日、市教委は福島県教育委員会を通じて国(文部科学省)への発生報告を提出した。

4 調査について

(1) 主な調査方法

調査は、本件事案に関連して当該校・市教育委員会より提示された資料や本委員会事務局による記録等の収集資料の精査に加えて、関係する生徒や保護者、教職員への聴き取り調査を行った。

① 提出を受けた主な資料

分類	資料・内容	作成
報告	「いじめ認知報告書」	学校
資料	「いじめ報告書(別様)」(いじめ認知報告の詳細補足)	学校
報告	伊達市長への発生報告	学校
資料	当該校生徒指導協議会・打合せ等の要項・記録 (学校の対応方針、教員間の情報共有等)	学校
記録	対象生徒保護者との面談の記録	学校
記録	関係生徒保護者との面談の記録	学校

資料	対象生徒保護者から学校への提出資料（いじめの訴えと要望）	保護者
資料	対象生徒保護者から学校への手紙（お礼とお願い）	保護者
記録	対象生徒と保護者（9月12日）来校、面談の記録	学校
記録	関係生徒（C）の聴き取り記録	学校
記録	関係生徒（B）の聴き取り記録	学校
記録	2学年・3学年生徒への聴き取り記録	学校
資料	生徒指導記録カード	学校
資料	出欠の状況（対象生徒・関係生徒）	学校
記録	当該校配置SCの相談記録	学校
記録	QU検査結果	学校
報告	学校内部検証報告	学校
記録	対象生徒保護者への調査事前説明の記録（意見要望聴き取り）	事務局
記録	関係生徒保護者への調査事前説明の記録（意見要望聴き取り）	事務局
記録	聴き取り調査記録 （対象生徒・保護者、関係生徒2名、当該校教職員4名）	事務局

② 聴き取り調査

資料による状況の整理に加えて、本事案の関係者に対し、聴き取り調査への協力を申し入れ、本委員会による聴き取り調査を実施した。関係生徒への聴き取りに関しては、当該校による聴き取りの記録等の資料が提出されていたが、本委員会において一層の事実確認と実態把握のため、改めて聴き取り調査実施の必要性が確認された。

第1回の本委員会では、調査（質問）すべき事項を明確にするとともに、聴き取り担当者の人選に関しての中立性や公平性、第三者性といった面からの確認、調査実施の際の留意点、参考にすべき面談手法等について、協議し委員及び事務局員間の共通理解を図った。

聴き取り調査及び立ち合い（記録）を実際に担当したのは、本委員会事務局より2名である。文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版）」中の聴き取り調査の方法及び留意事項に配慮し、聴き取り調査を行った。

	聴取日	聴取対象	聴取・記録
1	令和6年12月9日（月）	関係生徒 3年 生徒C	聴：SSW（  記：事務局（ 
2	令和6年12月9日（月）	関係生徒 2年 生徒B	聴：SSW（  記：事務局（ 
3	令和6年12月16日（月）	当該校教職員 校長： 	聴：SSW（  記：事務局（ 
4	令和6年12月16日（月）	当該校教職員 教頭： 	聴：SSW（  記：事務局（ 

5	令和6年12月19日(木)	当該校教職員(2年担任) 教諭: [REDACTED]	聴: SSW [REDACTED] 記: 事務局 [REDACTED]
6	令和6年12月19日(木)	当該校教職員 養護助教諭: [REDACTED]	聴: SSW [REDACTED] 記: 事務局 [REDACTED]
7	令和6年12月25日(水)	対象生徒 2年 生徒A	聴: SSW [REDACTED] 記: 事務局 [REDACTED]
8	令和6年12月25日(水)	対象生徒保護者 父: [REDACTED] 母: [REDACTED]	聴: SSW [REDACTED] 記: 事務局 [REDACTED]

(2) 主な調査内容

第1回いじめ問題対策委員会において、開催日(令和6年11月22日)時点で提出を受けている資料等の精査・分析の上、協議した結果、委員会として特に調査や事実確認が必要な点として挙げられた主な事項としては次の①～⑤のように整理できる。

なお、調査対象範囲としては、対象生徒の転校した令和6年10月23日あたりまでを中心的な調査対象期間とすることを確認した。

① 対象生徒本人の思いについて

対象生徒は、令和6年9月30日から欠席が続き、10月22日に当該校を転出するまでの間、一度も登校することなく転校している。その間に、当該校においても、教員と本人の面談は一度も実施できておらず、対象生徒本人の思いを聴き取ることができていない状況であった。そのため、対象生徒の思いについて、調査する必要があった。

調査にあたっては、対象生徒本人から直接の聴き取りを実施し、本人の心身の苦痛や対象生徒との関係性や転校についてのとらえ方、感じ方等について調査した。

加えて、これまでのスクールカウンセラー面談記録等の資料を収集し、本事案認知までの関係生徒との間のトラブルや悩み事の有無や、友人関係の状況等を調査した。

② 関係生徒の言動・心境について

関係生徒2名(2年 生徒B・3年 生徒C)の、対象生徒に対する言動についての実事確認や言動の意図等について、本委員会としても直接聴き取りを実施し、事実確認を行った。

さらに、聴き取りを通じて対象生徒との関係性について、関係生徒がどのようにとらえていたのか、また、対象生徒が「いじめ」ととらえていることについて、どのように感じているのか調査した。

③ 対象生徒と関係生徒の関係性について

本事案の原因・背景をとらえるためには、事案発生前からの対象生徒と関係生徒の関係性をとらえる必要がある。

そのため、上記①・②の聴き取りや、学校における相談記録やアンケート等の記

録、さらにQ U検査の結果等の資料を通じて、対象生徒と関係生徒との関係性について調査を行った。

④ 対象生徒・保護者の転校決断の理由について

令和6年9月12日（木）に、対象生徒の父が本人と学校を訪れ、関係生徒との人間関係上の悩みについて相談した時点から41日後、9月30日（月）に欠席を続けるようになってから23日後の10月23日（水）には、対象生徒は X 市立 Y 中学校に転入している。3（1）⑤の家族構成に示したように、対象生徒の妹2人が当該[]に在籍している状況にもかかわらず、ひと月に満たない期間の中で、対象生徒（の保護者）に転校の決断を促した背景や理由、転校を考え始めた時期やきっかけ、決断した時期等を明らかにすることは、本事案の本質的な理解に不可欠と考えられた。

そのため、対象生徒の保護者（両親）への聴き取りと、上記①の対象生徒本人への聴き取りを通じてこの点について調査を行った。

⑤ 教職員の対応について

対象生徒からの相談や訴えを受けてからの教職員の対応、校内・職員間の情報共有の状況について、管理職及び関係教職員への聴き取りを行い、事実確認及び調査を実施した。

調査においては、対応の有無に加えて、スピード感や対応の有効性など資料や記録等からは見えにくい点について検証することを目的に、再発防止の観点から聴き取りに加えて、文部科学省「いじめの重大事態調査に関するガイドライン」のチェックリストを活用した内部検証も実施した。

5 調査結果

（1） 本事案の事実経過

以下の事実経過は、当該校の関係記録や提出資料、本委員会の聴き取り調査の結果に基づき把握した事実を記載する。

① 令和6年9月12日（木）相談

対象生徒 A は、保護者（父親）に連れられて登校。相談したいことがあるということから、保健室で面談した。対応した教職員は、担任の [] と養護助教諭 []。

ア 対象生徒（保護者）の相談内容

対象生徒 A 本人は、泣いていた。父親が相談事項として次の内容について話をした。

一点目は、[]部の3年生、関係生徒 C との関係について。他の2年生に比べて対象生徒 A にはあまり話しかけてくれないこと。他の2年生部員にはハイタッチしていたが対象生徒にはそれがなく、さみしい思いや疎外感を感じたこと。

二点目は、学級での同級生との関係性について。学級では関係生徒 B 、生徒 D と一緒に過ごすことが多かったのだが、最近は休み時間や授業でのペア活

動などの際に、対象生徒 A が1人になることが多く、さみしく感じていること。

加えて、対象生徒 A 本人からも、小学校時代は男子と遊ぶことが多かったため、女子との人間関係の保ち方に不安がある旨の話があった。

当日は、相談後、父親と帰宅した。

イ 学校の対応

相談を受け、その場での対応として、学級担任より対象生徒 A 本人に対して、自らの経験もふまえた助言と励ましの言葉をかけるとともに、授業でペア学習等を行う場合は対象生徒が1人になることがないように配慮していくことを、父親に伝えた。

② 令和6年9月13日（金）相談後の状況

ア 対象生徒

対象生徒 A は、9月13日（金）に登校し、その後の9月27日（金）まで間、欠席・遅参・早退なく学校生活を送っている。

イ 学校の対応

学校は、朝の職員打ち合わせにおいて、学級担任による説明と、各授業での学習形態に配慮し対象生徒が孤立しないよう留意することについて教職員間での共通理解を図る。

③ 令和6年9月17日（火）第15回生徒指導委員会

学級担任より、保健室での相談内容について情報共有を行い、再度各授業のグループ学習で対象生徒 A が孤立しないよう配慮することを中学校教職員で共通理解を図った。

なお、学校提出資料中の生徒指導委員会の記録には、9月12日の対象生徒 A と父親からの相談とその対応について、情報共有や報告を行った記録がなかったが、複数の教職員への聴き取りにより確認した。

④ 令和6年9月28日（土）・29日（日）XXXXXXXXXX発表会

対象生徒 A の所属するXXXXXXXXXXの発表会が、2日間にわたってXXXXXXXXXXで開催される。対象生徒 A を含む当該校の生徒数名がこのXXXXXXXXXXに通っており、出演している。

【表1】「XXXXXXXXXX発表会 当該校関係生徒」

	出演生徒〈2日間〉	観客〈29日(土)〉
2学年	対象生徒 A 当該校生徒 D・E	関係生徒 B
3学年	当該校生徒 F	関係生徒 C 当該校生徒 G

当該校に在籍する生徒で、この発表会の出演者もしくは観客として、発表会に関係する生徒は【表1】のとおりである。関係生徒の B や C は、29日（土）に観客として会場を訪れ、当該校の生徒らのXXXXXXXXXXを觀賞している。

その際、関係生徒の B は、出演生徒 4 名へ向けてのプレゼントを用意し、会場の受け渡し窓口を通じて贈っている。関係生徒 B の用意したプレゼントは、生徒 D を除く 3 名（対象生徒 A、E、F）へは同様のものだが、生徒 D に対してはさらに大きなプレゼントを贈っている。■■■■ 円の入場チケットを 生徒 D から贈与されていることに加え、■■■■ 発表会と 生徒 D の誕生日が近いことから、生徒 D に対しては例年、誕生日プレゼントも加えて贈っている。

⑤ 令和 6 年 9 月 30 日（月） 対象生徒欠席 1 日目

対象生徒 A は学校を欠席。学校への連絡は「欠席連絡フォーム」による連絡で、欠席理由を「生理痛」として連絡している。そのため、学校としての特段の対応はなされていない。

⑥ 令和 6 年 10 月 1 日（火）～10 月 22 日（火）

⑤の欠席に続き、翌日以降も引き続き対象生徒 A は学校を欠席している。対象生徒の 10 月の当該校に在籍している期間（授業日数 15 日）は全て欠席であり、9 月 30 日以降は 1 度も登校することなく転校したことになる。

なお、対象生徒の中学校入学以降の出席状況については【資料 1】参照。

【資料 1】対象生徒 A の出席状況

令和 5 年度（中学 1 年）の状況

《資料削除》

令和 6 年度（中学 2 年）の状況

《資料削除》

⑦ 令和 6 年 10 月 1 日（火） 対象生徒欠席 2 日目

対象生徒 A は学校を欠席。なお、対象生徒保護者から学校への欠席連絡はこの日までとなり、翌日以降の欠席連絡はなくなる。

ア 保護者の欠席連絡

対象生徒の保護者からは「登校できる状態になく、しばらくお休みします。近々、先生に相談に伺いたいので、追って連絡します。」と欠席連絡フォームによる連絡があった。

イ 学校の対応

欠席連絡の内容を受けて、校長は、父親に連絡を取って理由や状況を確認するよう担任へ指示する。

夕方に担任から父親へ電話連絡をする。そこでは詳細について聞くことができず、父親より「母親と確認して改めて連絡する」旨の回答を受けた。

⑧ 令和6年10月2日（水） 対象生徒欠席3日目

対象生徒 A は学校を欠席。欠席連絡はなし。なお、保護者からの欠席連絡は前日の10月1日（火）が最後となり、10月2日以降の欠席連絡はなくなる。

⑨ 令和6年10月3日（木） 対象生徒欠席4日目

対象生徒 A の保護者（父親）より学校へ連絡があったが、その際は、校長は出張のため不在であった。出張から帰校した校長が対象生徒の父親に折り返し連絡し、翌日の10月4日（金）に、学校において面談を行うことが決まった。

⑩ 令和6年10月4日（金） 対象生徒保護者・学校 面談

17時30分頃、対象生徒の両親が学校を訪れ、校長室で校長・教頭と面談をする。保護者は、A4用紙1枚の資料「XXXXXXXXXX中学校2年 A が受けた『いじめ』について」（以下「保護者持参資料」）を持参し、それをもとにいじめの訴えと学校への要望・依頼を伝えた。

ア 対象生徒保護者より

この時点での対象生徒の保護者の訴えや考えは、「保護者持参資料」に込められていると判断されるため、以下【資料2】には、その記載を原文のまま転記する。

【資料2】「保護者持参資料」

《資料削除》

《資料削除》

⑪ 令和6年10月7日（月） 学校・市教委の対応

ア 学校の対応

当該校長より市教育委員会へ電話にて第1報を入れる。同日、当該校では生徒指導委員会を開催し、アンケートや関係生徒からの聴き取り調査や指導の方法や分担について、全職員で確認した。

イ 市教委の対応

当該校長より本件について電話による第1報を受け、早急な事実確認の実施に向けた対応をとるよう指導する。あわせて、いじめ認知報告書の提出を指示した。

⑫ 令和6年10月8日（火） 学校の対応

ア 学校の対応（アンケート調査と面談）

当該校では、全校生を対象にアンケートと面談を実施した。学校としては「いじめ」の事実を確認することはできなかった。

イ 学校の対応（関係生徒への聴き取り調査）

上記「ア」のアンケート・面談実施日に、関係生徒への聴き取り調査を実施した。また、同日の調査終了後には、関係生徒（B・C）の保護者に対して、それぞれ、校長よりアンケートや聴き取り調査の概要について説明を行った。

ウ 学校の対応（対象生徒と保護者への説明）

当該校の校長より、対象生徒の保護者へ架電し、学校としての調査を実施したことなど、これまでの対応を説明した。あわせて、学校としての対応の結果等を説明する機会を持ちたいこと、担任教員が対象生徒本人と直接話ができる機会を持たせてほしいことを依頼した。

⑬ 令和6年10月9日（水） 市教委への情報提供

X 市教育委員会より伊達市教育委員会へ次の点について、情報提供があった。

- ・ 令和6年10月8日（火）18時頃、対象生徒の母親がいじめを理由として、転校の相談に訪れたこと。

⑭ 令和6年10月9日（水） 学校・市教委の対応

ア 学校の対応

校長、教頭、担任で対応を協議し、担任と本人が話をする機会を模索する方針

を確認した。また、小学校に残る妹2人のケアについて校長より指示した。

また、市教委へ、いじめ認知報告書及び学校の対応の詳細資料を提出するとともに、校長よりその旨を架電した。

イ 市教委の対応

対象生徒の父親に対して、X 市教育委員会から市教委へ連絡があったことと、当該校よりいじめ認知報告書の提出を受けたことを伝えた。さらに、学校が希望する対象生徒本人との面談の実施を依頼した。父親からは、それは難しいという旨の回答を受ける。

⑮ 令和6年10月11日（金） 学校・市教委の対応

ア 市教委の対応

当該校に対して、当該事案にかかる学校での調査・対応の結果を、対象生徒の保護者に対して早急に説明を行うよう指導する。

イ 学校の対応

対象生徒の保護者に対して、校長より、学校での調査結果を説明のための面談実施を依頼した。

⑯ 令和6年10月15日（火） 対象生徒保護者より学校への連絡

対象生徒の保護者より校長に対して、⑫「ウ」の依頼に対して回答があった。

学校での調査結果の説明については、10月17日（木）18時30分から来校できるとの連絡。

⑰ 令和6年10月16日（水） 学校・市教委の対応

校長は市教委を訪問し、翌日（17日）の対象生徒保護者への説明内容について、事前に報告を行う。

市教委は、学校の対応方針や説明内容を確認し、指導助言を行う。

⑱ 令和6年10月17日（木） 学校・対象生徒保護者の面談

学校は18時30分より校長室において対象生徒の保護者（両親）と面談を行い、学校での対応・調査結果を伝える機会を設けた。

ア 学校の説明

学校での調査の結果として、全校生対象のアンケート調査と面談を実施したがいじめに関する記述や証言が得られなかったこと、関係生徒からの聴き取りでは関係生徒にいじめの認識がなかったことを校長から説明した。

また、対象生徒の転校については、10月19日（土）の[]以降のタイミングで生徒に伝えると説明した。

イ 対象生徒保護者

対象生徒保護者は、聴き取りでの関係生徒の発言は「嘘ではないか」との見解を示した。あわせて、10月23日（水）には X 市立 Y 中学校へ転校する予定であることを学校へ伝えた。

⑲ 令和6年10月17日（木） 面談後の電話

面談終了後の19時過ぎ頃、対象生徒の父親より学校へ電話があり、以下の点について問い合わせがあった。

- i 転校先は生徒たちに知らせないでほしい
- ii 転校の理由についてはどのように説明するのか
- iii 教育委員会へはどのように報告したのか
- iv 会計処理の方法について

ア 学校の説明

対象生徒の父親からの電話による問い合わせに対して、教頭の対応は次のとおりである。

- i 転校先の学校は、全ての生徒・保護者に伏せることを約束
- ii 転校の理由は、「やりたいことがあって、そのために転校する」といった説明を考えており、例えば「絵を描くのが好きなので美術部のある学校に」といった案を例示して説明
- iii 教育委員会へは書面にして提出し報告したことを説明
- iv 事務担当と確認の上、後日連絡することを確認

⑳ 令和6年10月18日（金） 関係生徒保護者との面談

学校は関係生徒である2年 B の保護者、3年 C の保護者とそれぞれ面談を行い、対象生徒が転校することになったことを校長より伝えた。

なお、生徒たちには学校できちんと説明するため、それまでは家庭でも転校にかかわる話をしないよう依頼した。

㉑ 令和6年10月19日（土） 当該校文化祭当日

文化祭開催当日、対象生徒の父親は校長宛の書面（【資料3】参照）を持参し、学校への依頼事項を伝えた。その依頼内容は、

- ・ 転校理由を正しく生徒たちへ伝えること
- ・ 教育委員会へ提出した報告書を見せてほしいということ

ア 学校の対応（臨時生徒指導委員会）

臨時の生徒指導委員会を開催し、学校としての対応を協議した。

【資料3】対象生徒保護者から学校宛の書簡「お礼とお願い」



㉒ 令和6年10月22日（火） 対象生徒転出

ア 対象生徒の保護者

対象生徒 A の保護者は、当該校転出の届を提出。

イ 学校の対応

対象生徒の保護者より依頼のあった㉑の2点について、その回答内容や方法について校長が市教委と協議した。

⑳ 令和6年10月23日（水） 対象生徒転校・重大事態の認知

ア 対象生徒

転入先の X 市立 Y 中学校へ転入し、同校へ登校する。

イ 市教委の対応

市教委教育長が対象生徒の父親と面談を行う。市教委からは学校教育課長と同課指導係長が同席した。面談において、教育長からも対象生徒保護者に対して、対象生徒本人と学校が直接話をするように依頼する。対象生徒の父親からは、それは難しい旨の回答。

同日、対象生徒が転入先へ転校し通学を始めたという事実をもって、いじめ重大事態であると判断した。

㉑ 令和6年10月28日（月） いじめ重大事態発生報告

ア 学校の対応

市教委を通じて市長へいじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生を報告。

イ 市教委の対応

重大事態の発生を学校からの提出文書をもって市長へ報告。また、文部科学省への報告を、福島県教育委員会を通じて提出した。

㉒ 令和6年11月1日（金） 対象生徒保護者との面談

対象生徒の保護者（両親）が来校し、18:30より校長と面談を行った。

なお、ここには対象生徒 A 本人も予定にはなかったが、両親とともに急遽来校した。

ア 対象生徒本人に対して

校長より対象生徒本人に対しては、「つらい思いをさせてしまって申し訳なかった」と謝罪の思いを伝えた。

続いて、当該校の教員や友達に伝えたいことや話しておきたいことはないか尋ねるも、本人からは「何もない」との返答。

さらに、新しい転校先でも活躍を願っていること、時間が経過し当該校の友達とも再び交流できる気持ちになった際は、是非交流してほしいと願っていることを話した。

イ 対象生徒保護者に対して

10月17日（木）の父親からの電話対応において、教頭より転校理由について本人の意向に沿わない理由を話してしまったことについて、両親と対象生徒本人に対して謝罪した。

10月19日（土）に書面にて保護者より依頼のあった2点について、以下のように対応した。

- i 1点目の「生徒Aの転校についての生徒への説明については、理由をうやむやにせず、いじめが理由であることを説明すること」について

学校において行ったアンケートや聴き取りから確認できた内容は、対象生徒・保護者からの訴えとはずれがあることを伝えた。その上で、「自分には

そのつもりがなくても、相手の受け止め方によっては『いじめ』になる」ことを生徒達には伝え、相手の気持ちを考え、行動することが大切であることを中学校全校集会で指導することを説明した。

ii 2点目の「教育委員会への報告書を共有すること」について

10月9日付けの「いじめに関する【認知】報告書」を校長室にて両親が閲覧した。これ以上の情報開示は、市教育委員会への情報開示請求が必要になることを説明した。

(2) 対象生徒 A の思い

本委員会において実施した調査より確認された、対象生徒 A の本件に係る思いについては、以下のとおりである。

① 関係生徒 B との関係について

対象生徒 A は、関係生徒 B との関係において、「自分は『いじられる役割』みたい」といった状況・立場が、中学1年の時からずっと固定化していると感じており、そのことが改善・解決できないでいることに悩んできていた。

対象生徒 A は、小学生の間は男子児童と遊ぶことが多かったという。中学生になり女子のグループに入れていないと感じていた時に、関係生徒 B と一緒に行動するようになった。その後、2人のところに同級生の D が加わり、3人グループのようになる。その3人グループの中で、関係生徒 B の自分に対する対応と生徒 D に対する対応に差があるように感じたり、関係生徒 B との関係性が対等ではないように感じたりしていたようである。例えば、関係生徒 B は対象生徒 A に「バシバシ」ちょっかいを出すのが、対象生徒 A が関係生徒 B に同様のことをやり返すと、関係生徒 B は怒ってしまうといったように対等ではなく、また、生徒 D と対象生徒 A が同じことをしたとしても、生徒 D はよくて対象生徒 A ばかりが怒られるといったように、扱いの違いを感じていた。

関係生徒 B とは、自転車通学で2人で一緒に下校することも多かった。その中で会話においても対象生徒 A は、「私のことは否定」されるような感じがいやだったと感じており、関係生徒 B には、他の生徒には言わないような相手を軽視するような言葉を「自分はそういう言葉をぶつけてもかまわない人間」だと思われていると感じていたとのことである。

また、こうした状況について、対象生徒は中学1年生の時点から担任教師（中1の時と中2の時と担任は別な教員）に相談してきており、対象生徒本人からすれば「先生たちはちゃんと聞いてくれるし、私の気持ちに寄り添って聞いてはくれる」ものの、関係生徒へ指導が入ったと感じたことはなく、その状況が改善されたことはなかったととらえている。

そのような中で、令和6年9月29日の██████発表会では関係生徒 B が関係生徒 C と一緒に会場に来ていたが、ステージの最後に観客に手を振る場面で、同級生 D や当該校の3年生の出演者の名前は大声でコールされ、自分は呼んでもらえなかったこと、関係生徒 B からの差し入れについても、3人組なのに、同級生 D

とあからさまに「差をつけられた」と感じたことから、精神的に傷ついたとのことであった。

そして、これがきっかけとなり、これまで何度か思いとどまっていた転校を決意することになる。

対象生徒・保護者が転校を決断する理由や経過については5（4）に記載する。

② 関係生徒 C との関係について

関係生徒 C は、対象生徒 A が所属する■■■■部の1学年上の3学年の生徒で、■■■■部では部長を務めていた。

対象生徒 A は、関係生徒 C のことを「とても明るくて、すぐ人に(自分の考えや意見を)言える感じの人」ととらえているものの、対象生徒 A 本人としては関係生徒 C とは、「あまり話はできていなかった」とその関係性にはやや距離感があったように振り返っている。

学校生活の中では、一緒に過ごしている5（2）①の3人グループ（対象生徒 A ・関係生徒 B ・当該校生徒 D ）のうち、関係生徒 C は対象生徒 A 以外の2人とはより距離感が近い関係にあり、休み時間などに廊下ですれ違ったりする際に、その2人に手を振ったり話しかけたりということが多かったという。対象生徒 A 本人としては、休み時間に3人で過ごしていても、関係生徒 C と出くわすと同級生2人が先輩の方へ行ってしまう、自分は話題に入れなかったり、入れてもらえる雰囲気を出してもらえていないと感じたりしており、孤立感・疎外感を覚えていた。

当該校は各学年■■■■の学校規模であり、学年ごとにフロアやトイレが分けられていることもなく、異なる学年であっても同じフロアで学校生活を送っている。そのため、3年生が部活動を引退した後も2年生徒は日常的に交流をもてる状況にある。対象生徒 A は、日常的に学校生活の中で休み時間等に廊下やトイレ等でこうした状況になることに、精神的な苦痛を感じていたとのことである。

（3） 関係生徒への調査から

① 関係生徒 B への調査から

関係生徒 B は、対象生徒 A について、「何でも前向きに捉えたり、観察力があり、周りを見て行動できたりするところがあり『かっこいいな』と思っていた」と話している。また、クラスも部活動も同じであったため、一緒にいる時間が多かったこともあり、関係生徒 B は、対象生徒 A のことを「親友」であるにとらえており、そのため対象生徒 A に対して「自分は何でも話していた」としている。

そうしたことから、5（2）①の3人グループ（対象生徒 A ・関係生徒 B ・同級生 D ）の中の関係性について、関係生徒 B は、自分と対象生徒 A とで話すことが多くなるため、もしかしたら同級生の D が寂しい思いをするのではないかと心配していたような状況だったにとらえている。

なお、この点に関しては、担任教諭への聴き取り調査でも話題となっている。中学2年の5月に、同級生 D が担任教諭に対して「(自分は)いつも一人なんだけど

変ですか？」という相談をしたことがあったとようである。生徒D 本人としては、「(休み時間など) 一人で過ごすことは平気だけれど、たまに寂しさを感じることもある」という訴えであったとのこと。そこで、担任教諭が 生徒D に助言し背中を押したことで、対象生徒 A と関係生徒 B の2人のところに 生徒D が声をかけて加わり5(2)①の3人グループが成立したという経緯がある。そのため令和6年9月12日に対象生徒・保護者からの訴え(相談)があるまでは、担任教諭も3人の関係性については、同級生 D の孤立感を懸念していたということである。

調査開始の事前説明の際に、関係生徒 B は本人の思いとして【資料4】のような文章をまとめている。

【資料4】関係生徒 B の思い

《資料削除》

発表会でのプレゼントについては、同級生 D へは、チケットをもらっていることと、例年恒例になっている誕生日プレゼントも合わせて渡すことから、他の同級生等へのプレゼントとは違うものもプレゼントしている。特に、今年はポスターのリクエストがあったこともありサイズが大きくなったとのこと。

また、発表会本番の対象生徒 A の様子を「すごく楽しそうに見えた」と話している。

総じて、聴き取り調査や資料等からも関係生徒 B が意図的に、対象生徒 A に対して、疎外するような行為や他の生徒と差をつけるような言動を、悪意を持って行ったものかどうかということは、確認できなかった。

なお、本件での対象生徒からの訴えとして明言されたものではないが、聴き取り調査において本学級の雰囲気について理解を深める上で有用な発言もあったため、記載しておきたい。

関係生徒 B は自らの所属する学級について「わんぱくとか子どもっぽい感じのクラス」で、自分も「そのときの雰囲気やノリ」に乗ってしまうタイプであると振り返っている。その上で、対象生徒 A については「Aは人の悪口とか言いませんでした。他の人のいじりが行き過ぎていたりすると『やめたほうがいいんじゃない?』といえるタイプ。(女子生徒がいじられていると) 止めに入ったりできるタイプでした。」と評価している。

一方で対象生徒 A のことを、「いじりの的になりやすい」、「クラスにいる、いじりやすいキャラのうちの一人だった」ともとらえており、関係生徒 B 本人も「いじり」にあたる発言をしたことがあると振り返っていた。同時に、やめるよう言えればよかったと後悔し、「される側の気持ちを考えればよかった」と反省している様子も見せていた。

② 関係生徒 C への調査から

関係生徒 C への聴き取り調査では、対象生徒 A について「いつもニコニコしていて明るい子でした。自分の指示や話に対しても明るく返事をしてくれて話しやすいと思っていました。」と好意的にとらえて話していた。

部活動においては、部ごとにわかれて練習をすることが多いため、自ずと同じ部の生徒同士で話す機会が多くなる。関係生徒 C は部で Q を担当しており、対象生徒 A は部の R を担当していたため、部が異なり、あいさつ以上の話題について深く話し込んだり、頻繁にハイタッチなどのスキンシップとったりするなどの親密な関係性ではなかったと、関係生徒 C は対象生徒 A との関係性をとらえている。

学校生活において、廊下等ですれ違う時など、2年生の3人グループのうち対象生徒 A を除く2人にだけハイタッチを行うなど、対象生徒 A を疎外するような言動については、「自分的にはそうしたつもりはなかった」と話しており、意識的な行為であるかどうかについては確認できなかった。

しかしながら、対象生徒 A は疎外感を感じていたということについて、そう感じさせてしまったことについては「後悔しています。」と振り返り、対象生徒 A が転校してしまったということを受けて、「もっと仲良くしたかったと思っている」と話していた。

(4) 対象生徒 A の転校の決断について

本委員会調査を通じて、対象生徒およびその保護者が転校を決断するに至った背景・理由や経過について確認できたことを記載する。

対象生徒 A が小学校6年生の時に、男子児童に突き飛ばされたことにより、頭部を打つという事案があった。その際に、対象生徒 A は家庭において保護者から「別な学校に行く方法もあるんだよ」と助言を受けたことがあった。対象生徒 A によれば、その時は妹が部にいることもあり、転校を思いとどまったという。

その後、5(2)①で前述のように、中学校1年生の間から、人間関係の悩みを抱えるようになると、胃腸の調子が悪くなりトイレにこもってしまうなど、対象生徒本人のメンタル面での不調が、体調にまであらわれてしまうようになってきたという。そうした状況から、母親はより現実感を持って具体的に転校を視野に入れるようになった。

令和6年4月に母親の職場の人事異動がある。人事異動により勤務先の立地から、転校先のY中学校へは送迎等もしやすくなったことから、対象生徒の中学2年への進級時には、母親の中では、いざという場合に転校も可能で

あるという心づもりはできていたとのことである。

しかし、その時点では対象生徒の父親は、友達関係のトラブルは中学生同士で解決すべきと考えており、「転校なんてする必要ないだろう」と転校には否定的な考えであったとのことである。

そうした対象生徒の父親の考え方を変えたのは、令和6年9月29日（日）の■■■■発表会であった。■■■■発表会の翌日である9月30日（月）の朝は、車の中で震え泣いてしまい登校することができなかった。■■■■発表会の会場に居合わせた父親は、当日会場で感じた雰囲気から「これはもうだめかな」と考え方が変わったとのことである。

対象生徒の保護者としては、対象生徒が中学1年生の時から先生には相談していたが、ずっと対象生徒本人の不安や悩みは払拭されないままで中学2年生の折り返しまで来てしまっている。学校に相談した際も、校長は問題解決に取り組むと言ってくれたが、（これまでも変わらなかったのに）今後劇的に改善されることは難しく、また時間もかかるのではないかと感じていた。中学2年生の秋の時点で、これから1年待ったら対象生徒本人の中学校生活は終わってしまうと考え、本人が「学校という場」に通いたいという希望を持っているので、家族で転校を決断したということであった。

対象生徒の保護者は、転校を決断する前までの状況について、次のように振り返っている。

「そんなのたいしたことない」と考え、対象生徒本人に対して、学校生活の中で生きづらさを感じ、「自分の居場所がある」と感じにくい状況の中で学校生活を送ることを強いたために、体に不調があらわれるくらい追い込んで学校に送り出してしまっていたことに気が付いた。大人からすればたいしたことないなどと考えていたことが本人にとっては本当にきつい時間だったのだろうと反省している。

つまり、■■■■発表会の一件は転校を決断する「きっかけ」ではあるが、それが転校の「原因」の全てではないということである。また、転校は短期間で決断されたものではなく、対象生徒と保護者が長い期間かけて悩んできた結果であるということが聴き取り調査の過程で確認された。

6 本事案の事実経過から認定しうる事実

(1) はじめに

本報告書における「いじめ」の定義は、「いじめ防止対策推進法」第2条第1項に規定されている「児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。

次に、本報告書では、以下、対象生徒 A に対するいじめの有無に言及する箇所や当該中学校及び市教委の対応について課題等を指摘する箇所があるが、本報告書は、市教委からの諮問に応じて本委員会としての調査結果を報告することで再発防

止に役立てることも目的としており、関係者の法的責任について判断を示すものではない。

(2) いじめの事実認定について

本件は、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、第1号重大事態として調査を実施した。本件調査では、対象生徒の保護者より学校に対して「いじめ」として訴えのあった内容(5(1)【資料2】参照)について、具体的な個別の事象については、「目を合わせない」「話さない」など事実確認が非常に困難な事象も含まれており、1つ1つの詳細を検証するものではない。しかしながら、2人の関係生徒との関係性において、対象生徒は悩み、そしてそのことにより「心身の苦痛を感じている」状況で学校生活を送ってきたということを踏まえると、いじめ防止対策推進法が定義する「いじめ」に他ならない。

他方で、関係生徒2名の対象生徒への態度や言葉遣い、 発表会の際のプレゼントの選定や贈与等について、それが対象生徒に対して、心身の苦痛を与えるために、故意に行われたものであるかどうかという点については本調査では確認できなかったため、断定することはできない。

このように対象生徒と関係生徒の双方の認識の相違や受け止め方の違いは認められる状況ではあるが、ここではいじめ防止対策推進法に従い、いじめがあったと判断する。

(3) いじめと転校との関係性について

本件の調査により明確になった点として、対象生徒が転校することとなった原因は、5(1)【資料2】において「いじめ」として対象生徒保護者より学校に対して訴えのあった内容だけが全てではないではないということである。

5(2)・(4)でも述べたように、対象生徒は中学校1年の時から、関係生徒Bとの関係性や、態度・言葉遣いに悩んでいた。また、同様に関係生徒Cとの関係においても、他の生徒への対応との差や疎外感を感じ苦しんでいた。

本件の適切な理解のためには、このようなストレスを対象生徒は日常的に感じていたということを前提として踏まえてなければならない。

そのような状況の上に、 発表会での出来事が決め手(発表会の翌日の朝は対象生徒は泣き震えて登校することができず)となって、対象生徒の転校が決意される。

なお、対象生徒の転校の決断については、次のような当該校の環境を踏まえた理解が必要である。

1点目は、当該校は小規模校であり、学年間の距離が近いということである。5(2)でも述べたように、学年でフロアやトイレが分けられていないことから、学年間の交流は日常的に起こりうるものである。これにより、仮に上級生が部活動を引退したとしても、学校生活の中ではその後も常日頃から顔を合わせるということに変わりはない状況であるということになる。

2点目は、人間関係が固定化されやすいということである。当該校は生徒数も少なく、こども園から中学校卒業まで単学級のためクラス替えもないため、人的環境

の変化には乏しい。そうした状況の下、限られたメンバーの中での人間関係が固定化され、またそこで一度築かれた関係性（立ち位置）をつくり変える（挽回）のは非常に困難であることが推測される。本委員会の委員からも、小規模校等のような変化の乏しい環境においては、子どもがそこから抜け出そうとか自分を変えようとかすることが大変困難であることが指摘されている。

つまり、対象生徒・保護者の「転校」の決断には、令和6年9月の出来事が「決め手」となったが、こうした環境を変えたいということが大きな理由となっているということが明らかになった。

7 当該校及び伊達市教育委員会の対応

(1) 当該校の対応について

① 令和6年9月12日の相談への対応について

5 (1) ①にあるように、対象生徒 A が父親に連れられて登校し、担任と養護助教諭への相談を行う。その後の学校の対応の概要は、前述のとおりである。

この件に関しては、相談内容と対応について即日中に管理職まで情報共有が図られている。また、翌日の朝の職員打ち合わせでは、職員間に対応方針が共有され、授業等におけるグループ活動等や学習形態・座席の配置等で配慮を行うなど、スムーズに組織的な対応がとられた。

一方で、対象生徒や保護者には、「あまりおおごとにしたくない」という意向があるかと判断した学校は、関係する生徒への聴き取りや指導は行わずに、「様子を見守っていく」という対応を選択している。

学校のこのような判断には、2点の「配慮」が背景にある。

1点目は、対象生徒から明確に「いじめ」としての被害の訴えがあったわけではなかったため、友人関係のトラブル・悩みの相談として対応しており、学校による指導等が入ることで、対象生徒と関係生徒の関係が悪化してしまうことのないようにとの配慮があったためである。

2点目は、家庭への配慮である。相談に来校した対象生徒の父親との間で、今後の対応について「グループ分けなどで配慮し様子を見ていく」ということで確認したことに加えて、当日は「母親に伝えないままに来校した」ということを聞いたことにより、対象生徒の家庭への配慮の気持ちが働いたということも無視できない。

しかしながら、本委員会での調査において、対象生徒の保護者からは「(対象生徒に) 寄り添って話を聴いていただきましたが、寄り添っていただいた後に相手の方にどうアプローチして関係性が変わったのか、その後の関係性の改善を図る取組をしてほしかった」という思いが伝えられた。対象生徒が相談を通じて学校に求めていたのは、「見守り」だけではなく、関係生徒への指導・助言等も含めての対応だったのである。

つまり、対象生徒・保護者の意向と学校の対応にはズレがあり、対象生徒・保護者の意向や要望を的確に把握できなかった点に課題があった。学校においては、関係生徒への指導等を行わないにしても、授業等での学習形態への配慮と「見守り」

を実施する中での対象生徒の学校での様子を定期的に保護者に伝えていくなどの関わりを通じて、対象生徒の保護者間との一層のコミュニケーションを図っていくことが求められた。

② 令和6年9月30日以降の対象生徒の欠席といじめの訴えへの対応について

令和6年9月28日(土)・29日(日)の[]発表会を経て、対象生徒が翌令和6年9月30日(月)より欠席を続ける。そして、10月4日(金)に両親が学校を訪れいじめの訴えと転校の意向を伝えている(5(1)④~参照)。

この間の対応については、当該校による内部検証で「対応の改善点」として挙げられているように、「保護者からの連絡を待つばかりでなく、学校側からも連絡を取る」などの働きかけはなされていなかった。

10月4日(金)に対象生徒の両親来校の後、学校は10月7日(月)に臨時生徒指導協議会を開催に対応を協議した上で、翌8日(火)にアンケート調査と聴き取りを実施しており、円滑に組織的な取組を実施している。

しかしながら、学校としては対象生徒と直接面談を行うことができないままの対応となってしまった。このことにより、本件の状況把握や認知、関係生徒への聴き取りや指導等の学校の対応が、5(2)・5(4)に記載した本件の核心となる対象生徒の悩み(中1の時から抱えている対人関係上の思い)に迫ることができず、核心に焦点を当てることのできないままに進められることとなった。

なお、学校及び市教委は、対象生徒Aと学校が直接話をできるように依頼している。対象生徒保護者は本人の性格や考え方を考慮し、面会については断っていた。このことについて、対象生徒保護者は本委員会の聴き取り調査において、次のように話している。

「(対象生徒は)『大丈夫じゃなくても大丈夫と言ってしまうタイプ』だから、そんな風に言わせたくない」と親は考えたので、謝罪や直接話したりということはお断りしました。」

③ 平時からの対応について

これまでの調査結果にあるように、対象生徒Aは中学校1年の時点から、関係生徒との関係において「自分は大切にされていない」と感じ、少人数の環境の中で「いじられる」立場に固定化され改善の見込みが持てないことに閉塞感を感じて学校生活を送っていた。

教員による観察や指導、教育相談の実施の他に、学校がこうした生徒の内面の実態を把握するための取組としては、主に以下の2点が挙げられる。

1点目はスクールカウンセラーによる面接である。当該校では、平素よりスクールカウンセラーとの面談を実施し、生徒理解や適切な支援に役立てている。しかしながら、カウンセラーの記録には、本件に関わるような、対象生徒の学校生活上の問題性は指摘されていなかった。

2点目は「QU検査」の実施である。「QU検査」とは、学校生活における生徒個々の意欲や満足度、および学級集団の状態を測定する検査で、この結果により不登校・いじめの発生・深刻化の予防や、いじめ被害にあっている生徒の発見に活用

することができる。当該校では、令和5年度（対象生徒中1）には6月16日に、令和6年度（対象生徒中2）には6月25日に同検査を実施している。

2回の「QU検査」結果を比較すると、対象生徒は「学級満足度」を大きく低下させ、「学級生活満足群」（中1）から「学級生活不満足群」（中2）の判定となっている（【資料5】「QU検査」結果より-①③参照）。また「学校生活意欲」では、中学1年時は全項目において学級や全国平均値を上回っているが、中学2年になると特に「友人との関係」・「部活動」の項目において平均値を大きく下回る値となっている（【資料5】「QU検査」結果より-②③参照）。

この結果は、対象生徒Aの抱えていた思いの裏付けとなるデータであることが言える。同時に、こうした結果の分析を活かしてより早期に対象生徒の相談や訴えの本意が学校に理解されることが求められた。

なお、「QU検査」結果から、対象生徒の在籍した学級全体の検査結果を確認すると、「学級生活不満足群」が16%（R5年度1年）から25%（R6年度2年）に増加している（【資料5】「QU検査」結果より-④参照）。この結果からは、前述の調査結果にも記載したように、対象生徒や保護者、そして関係生徒への聴き取りにおいても、学級において「いじり」の日常化した雰囲気があったことが言及されていることが想起される。

本件の背景には、こうした「いじり」が常態化した環境があると考えられる。小学校入学前から一緒に過ごしてきた生徒同士が多いこともあり、いわゆる「いじり」が看過された面がある。「いじり」が、友達との親密さ故のものであるととらえる生徒がいる一方で、対象生徒のように思い悩む生徒が少なからずいる。こうしたことに配慮し、言語環境を整え、適切な言葉でコミュニケーションをとっていけるような指導を継続し、学級状況の改善を図ることが求められる。

【資料5】「QU検査」結果より

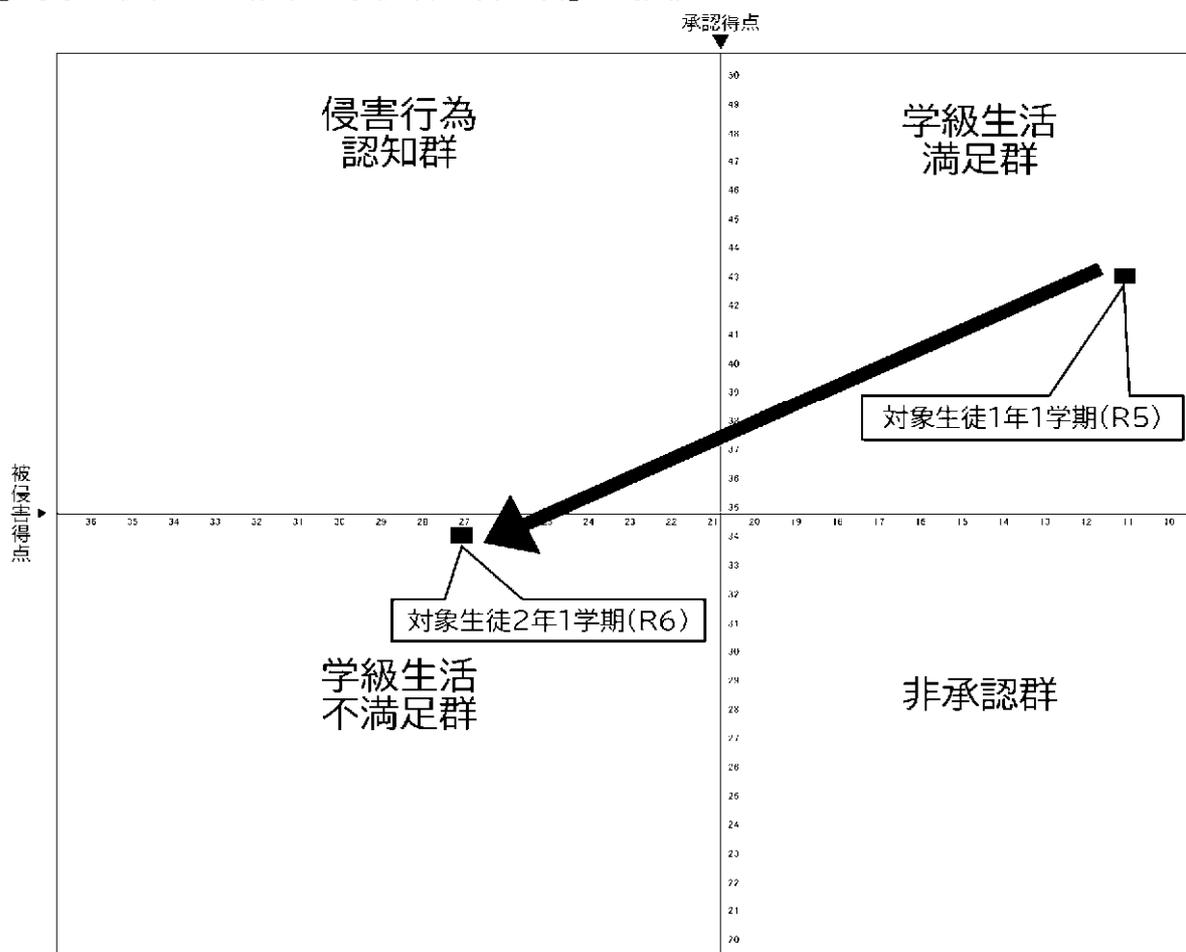
①対象生徒個人の結果「学級満足度」

年度	学年	学級満足度		
		承認得点(前年比)	被侵害得点(前年比)	群
令和5年度	中学1年	43	11	満足
令和6年度	中学2年	34(-11↓)	27(-16↓)	不満足

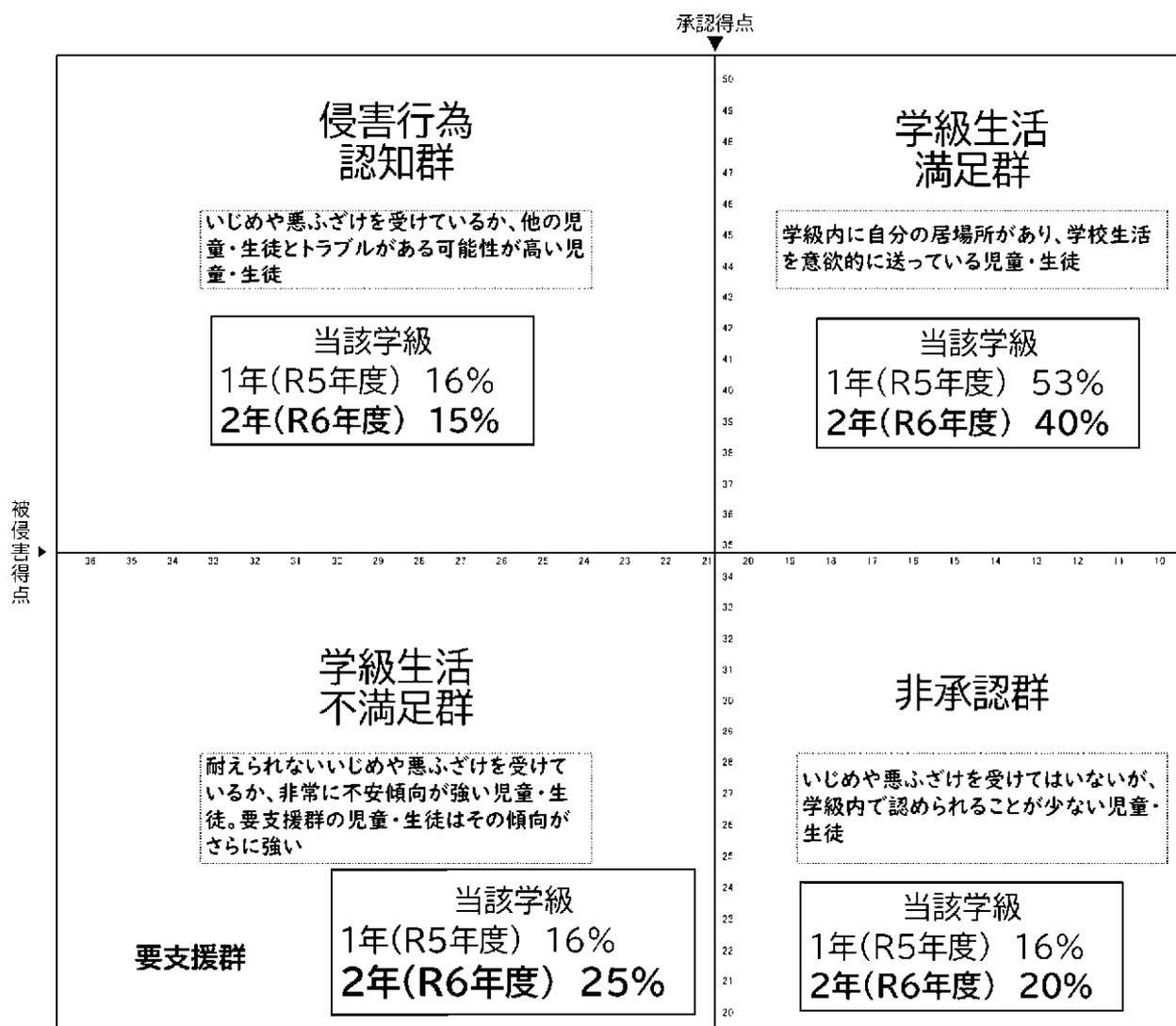
②対象生徒個人の結果「学校生活意欲」

年度	学年	学校生活意欲						
		友人との関係	学習意欲	教師との関係	学級との関係	進路意欲	総合点	部活動
令和5年度	中学1年	19	18	20	20	20	97	17
	学級平均	17.8	16.1	16.5	16.1	16.1	82.2	16.3
	全国平均	17.3	15.3	14.5	15.7	14.7	77.5	17.1
令和6年度	中学2年	13	16	16	14	16	75	11
	学級平均	16.3	15.1	15.4	15.6	15.3	77.7	16.1
	全国平均	17.3	15.3	14.5	15.7	14.7	77.5	17.1

③対象生徒個人の結果「学校満足度尺度」の推移



④学級全体の結果「学校満足度尺度」の分布人数の割合



(2) 伊達市教育委員会の対応について

5 (1) ⑩のとおり、市教委が本件について把握するのは、令和6年10月7日(月)のことである。そこでは、校長に対し事実確認など早急な対応を行うよう指導し、あわせて、いじめ認知報告書の提出を指示している。その後の対応についても、5 (1)に記載のとおりであり、「いじめ防止対策推進法」や「伊達市いじめ防止基本方針」に基づく対応であった。

本件対応に関しては、当該校との情報共有や指示・指導の際には、その都度、対応結果や進捗状況について市教委に報告するよう管理職に対して指示していた。しかしながら、学校からの報告を「待つ」姿勢であったことは否めない。適宜、市教委側から学校へ状況確認の連絡をすることで、より円滑な情報共有をすすめる必要があった。

また、本件対応に際して、学校は対象生徒本人との面談を求めていたが、保護者はこれを固辞していた。5（1）⑭のように、10月9日（水）には、市教委からも対象生徒保護者に学校の依頼を伝えているが、保護者の意向は変わっていない。この時点では、いじめ重大事態としての認知はなされていなかったものの、対象生徒は転校の意向であることや、学校へ「登校できる状態になく、しばらくお休みします。」との欠席連絡があった状況を考慮すると、市教委は対象生徒の心的状況の把握及び支援のためにもスクールカウンセラーをはじめとする職員等の活用・派遣を視野に検討したり、保護者との協議をより早期に行ったりするなどの対応が求められた。

8 本事案への対処及び再発防止の提言

（1） 本事案への対処について

当該校においては、対象生徒の転校後も ██████████ していることから、当該児童・生徒が本件による影響や二次的な被害を受けることのないように配慮するとともに、本人及び保護者の意思を尊重しながら、心のケアや安心した学校生活を送ることができるように支援を行うなど、中長期的な配慮が求められる。

また、本事案で関係生徒となった生徒に対しては、今後も学校生活の中で必要な指導を継続的に行っていくことと同時に、例えば地域や学校において本件に起因する根拠のない噂話や人権侵害などが起こることのないよう、その被害性にも着目して支援を行っていく必要がある。

市教委においては、対象生徒の保護者に対して、転校後の相談窓口や関係機関とつなぐ働きかけや、転校先での対象生徒の学校生活の状況把握を定期的・継続的に行うなど、転校後の対象生徒及び保護者等当該家庭へのケアにつながる取組が求められる。

また、市教委は定期的に当該校等に対して上記の児童・生徒の状況や学校の取組状況の確認を実施し、必要に応じて家庭や生徒への支援を速やかに実施できる体制を整える必要がある。

（2） 再発防止に向けての提言

これまで見てきたように、本件は関係生徒の不用意な言葉かけ（いじり）や態度が対象生徒にとっては侮辱と感じられ、そうした接し方を継続的になされることにより、登校することができなくなり、対象生徒が転校に至ったというものである。本件の経過からは、もしかしたら、関係生徒にとっては当初「何がいじめだったのか、分からない」という感覚もあったのではないかと想像できる。本件からは、人の感覚は多様なものであるということや、人の内面の傷つきやすさに対する感受性を、児童生徒に育んでいく重要性とともに、教師自身もそうした感覚に、より敏感になって教育活動にあたっていくべきであるということ等を学ばなければならない。

本委員会による調査を通じて、「当該重大事態と同種の事態の発生の防止」に資するべく、再発防止に向けての取組について提言を行う。

① 学校において

いじめ防止対策推進法第8条では、学校及び教職員に対して①未然防止、②早期発見、③適切かつ迅速な対処を行う責務があると規定している。再発防止の観点からは、「生徒指導提要（令和4年12月）」に整理される生徒指導の4層の支援構造のうち、特に①発達支持的生徒指導と②課題未然防止教育の充実が求められる。

そのためには、全ての児童生徒を対象に、「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しよう」と努め、人権侵害をしない人に育つよう働きかけたり、道徳科や特別活動においていじめ防止対策推進法や自校のいじめ防止基本方針の理解を深めるとともに「いじめをしない態度や能力」を身に付けたりするための取組が求められる。

具体的には、SST（ソーシャルスキルトレーニング）やアサーショントレーニング、構成的グループエンカウンターなど体験的な演習をとおしての良好な人間関係の構築に向けた活動や、県弁護士会の「いじめ防止出前授業」のような関係機関や専門機関による出張講座や外部講師の活用等が考えられる。

また、早期発見や適切な対応につなげるために、教員が児童・生徒からの相談や面談に臨む際には、児童・生徒が「いじめ」という文言を使わずに話したり、直接的に「いじめ」であるとの申し出をしなかったりした場合でも、積極的にいじめを認知しようとする意識を全教職員が共有して対応に当たることが肝要である。一人一人の児童生徒の気持ちに寄り添い傾聴すること、また、そこから個々の思いを引き出し、一人一人に寄り添った具体的な対応へとつなげる姿勢が求められる。

児童生徒に対しては、日頃より関係・専門機関等による電話やSNS等を通じた相談窓口の周知や、SOSの出し方に関する教育を確実に実施していくことも、課題が発生した場合の早期対応や事態の重大化・深刻化を未然に防ぐ意味で大変重要である。

さらに、相談等における生徒や保護者の意向や要望を正しく把握し、適切な対応につなげるために、相談後の対応や見守りを実施する中での児童生徒の学校での様子を定期的に保護者に伝えていくなどの関わりを通じて、学校と保護者間の一層のコミュニケーションを図っていくことが求められる。

加えて、本件からの教訓としては、「QU検査」結果の有効活用が求められる。県内のある中学校では、SSR（スペシャルサポートルーム）を利用する生徒の全員が、「QU検査」結果では「学級生活不満足群」であったという報告もある。

同検査の結果票の表記から、「要支援群」の児童生徒への支援が必要なことは明確である。しかし、「要支援群」のみではなく「学級生活不満足群」も支援を要するということを十分に認識し、適切な支援や対応を実施することが重要である。

総じて学校・教職員は、教育活動において児童生徒の観察のみならず、前述のQU検査結果の経年比較や生活記録等、さまざまな資料も活用し、多面的な児童生徒の理解に努めたい。

こうした取組を通じて、学級状況の改善やのいじめを生まない環境づくりにつなげていかななくてはならない。

実践的に学校・教職員へ指導し、周知を図らなければならない。市教委で開催している既存の研修等の機会をとらえて継続的に、教職員へ活用方法を浸透させることが必要である。

なお、市教委による生徒指導巡回訪問等において、各校のQ U検査の活用の取組について確認したり、助言・支援したりするなど、直接学校との協議を通じて活用を推進することも有効であろう。

最後に、市教委は今後も各校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応及び組織的対応の取組の徹底を図り続けることが重要である。

再発防止策の確実な実施のため、市教委には、定期的に点検を行うことで、人事異動等や時間の経過とともに再発防止策が軽んじられることのないように、組織として継続的に取り組むことを求め、再発防止のための提言とする。

9 参考資料

- 文部科学省「生徒指導提要（令和4年12月）」東洋館出版社
- 文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和6年8月改訂版)」